

【特定事業所集中の取扱いについて】

平成27年9月
公益財団法人岡山市ふれあい公社
事務局福祉部地域包括支援課

1 判定と届出時期について

(1) 判定期間と届出期日

	判定期間	届出
前期	4月1日～9月末日	10月15日まで
後期	10月1日～3月末日	4月15日まで

(2) 判定方法及び岡山市地域包括支援センター（以下「センター」という。）への届出等

ア センターから介護予防プラン作成業務を受託している居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）のうち、判定期間の1月あたりの平均介護予防サービス計画作成件数が40件以下の事業所を除いた事業所は、様式1により、判定期間に作成した介護予防サービス計画のうち、介護予防訪問介護、介護予防通所介護又は介護予防福祉用具貸与を位置づけた介護予防サービス計画の数をそれぞれ算出し、介護予防訪問介護、介護予防通所介護又は介護予防福祉用具貸与それぞれについて、最もその紹介件数の多い法人（以下「紹介率最高法人」という。）を位置づけた介護予防サービス計画の数の占める割合を計算すること。

イ アに該当する事業所は、算定の結果を「特定事業所集中にかかる届出書（様式1）」に記載し、判定期間の翌月15日までに、必要書類（紹介率最高法人の紹介率が80%を超えている場合であって、正当な理由がある場合については、様式2も作成すること。）をプランの委託を受けたセンターに1部提出すること。

ウ 特定事業所集中に係る書類は、判定期間の翌月から10年間保存しておくこと。

2 正当な理由の範囲

特定事業所集中の適用の対象外となる「正当な理由」については、次のいずれかに該当する場合とします。

(1) 居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域に、介護予防訪問介護事業所、介護予防通所介護事業所及び介護予防福祉用具事業所が、サービスごとに5事業所未満である場合

(2) 居宅介護支援事業所が特別地域居宅介護支援加算を算定している場合

(3) 判定期間の1月あたりの平均介護予防サービス計画件数が40件以下である場合

(4) 判定期間の1月あたりの介護予防訪問介護サービス等を位置づけた介護予防サービス計画数が、サービスごとの1ヶ月平均で見た場合に10件以下である場合

(5) サービスの質が高いことにより、利用者の希望を勘案した結果、特定の事業者集中していると認められる場合

ア 特定事業所加算を算定している訪問介護事業所と一体的に事業を行っている介護予防訪問介護事業所を位置づけた介護予防サービス計画を除外して計算すると、80%を下回る場合

イ 事業所評価加算を算定している介護予防通所介護事業所を位置づけた介護予防サービス計画を除外して計算すると、80%を下回る場合

(6) 次のいずれかに該当する介護予防サービス計画を除外し、再計算すると算定結果が80%を下回る

場合

- ア 介護予防通所介護サービスに関して、毎日営業している事業所が居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域に5事業所未満である場合において、土・日、祝日のサービスを位置づけている介護予防サービス計画
 - イ 介護予防通所介護サービスに関して、生活機能向上グループ活動加算、栄養改善加算、口腔機能向上加算、運動器機能向上加算、選択的サービス複数実施加算のうち、いずれかの加算を算定している事業所が居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域に5事業所未満である場合、当該加算を位置づけている介護予防サービス計画
 - ウ 介護予防通所介護サービスに関して、若年性認知症利用者受入加算を位置づけている介護予防サービス計画
- (7) 市町村等行政機関（地域包括支援センターを含む。）から照会された支援が困難な事例に係る者の介護予防サービス計画を除外して計算すると、80%を下回る場合
- (8) 災害等のやむを得ない理由により、サービスを提供できる事業所が限定された等の利用者の介護予防サービス計画を除外して計算すると80%を下回る場合

3 判定に当たっての注意事項

- (1) 「特定事業所集中に係る届出書」は法人単位ではなく、指定居宅介護支援事業所ごとに作成すること。
- (2) 介護予防サービス計画数を算定する場合、また、利用者数を算定する場合に、居宅サービス計画を作成している要介護者については算定しない。
- (3) 給付管理を行った件数を算定すること。介護予防サービス計画に位置づけたが、利用がなかった場合は、件数に算定しないこと。
- (4) 月遅れで給付管理を行った場合は、給付管理を行った月ではなく、実際に介護予防サービスの利用があった月で算定すること。
- (5) 介護予防認知症対応型通所介護は地域密着型サービスであるため、通所介護の計画数には算定しないこと。